

# 島根県報

平成20年12月26日 (金)

号外 第 167 号 (每週火·金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

# 【議会告示】

島根県議会会議規則の一部改正

2

# 議 会 告 示

#### 島根県議会告示第1号

島根県議会会議規則(昭和34年島根県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成20年12月26日

島根県議会議長 森 山 健 一

「第15章 議員の派遣(第119条) 目次中 ぎ 第16章 補則(第120条)

「第15章 協議又は調整を行うための場(第119条)

第16章 議員の派遣(第120条) に改める。

第17章 補則(第121条)

第16章中第120条を第121条とし、同章を第17章とする。

第119条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第15章中同条を第120条とし、同章を第16章とする。 第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

- 第119条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。
- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、 緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

### 別表 (第119条関係)

	174 (MIII MIN)					
名 称	目的	構成員	招集権者			
全員協議会	県政上の重要な事項、情報	全議員	議長(議長が選任されるま			
	等について執行機関から説明		での間にあっては、事務局			
	の聴取等を行う。		長)			
各派代表者会議	議会運営に関する事項につ	議長及び副議長(一般選挙後	議長(議長が選任されるま			
	いて協議又は調整を行う。	最初の会議において議長及び	での間にあっては、事務局			
		副議長が選任されるまでの間	長)			
		にあっては、一般選挙により				
		新たに選挙された議員中年長				
		の議員(以下「年長議員」と				
		いう。))並びに所属議員数				
		3人以上の会派(以下「会				
		派」という。)の代表者				
委員長会議	委員会運営に関する事項に	議長、副議長並びに議会運営	議長			
	ついて協議又は調整を行う。	委員会、常任委員会及び特別				

		委員会の委員長	
広報委員会	議会の広報、広聴活動に関	議長が選任した議員	委員長(委員長が選任され
	する事項等について調査又は		るまでの間にあっては、議
	審議を行う。		長)
世話人会	一般選挙後、議会運営協議	議長、副議長、議会運営委員	議長(議長が選任されるま
	会が構成されるまでの間にお	会委員長、会派から選出され	での間にあっては、事務局
	いて、議会運営に関する事項	た議員及び年長議員(一般選	長)
	について協議又は調整を行	挙により新たに選挙された議	
	う。	員の任期開始後にあっては、	
		それまで議長であった議員、	
		副議長であった議員、議会運	
		営委員会委員長であった議員	
		及び会派から選出された議員	
		であった議員並びに年長議	
		員)	
議会運営協議会	一般選挙後、議会運営委員	年長議員及び会派から選出さ	事務局長
	会が構成されるまでの間にお	れた議員	
	いて、議会運営に関する事項		
	について協議又は調整を行		
	う。		

# 附則

この規則は、公布の日から施行する。